

精神病床の増床計画（厚生労働大臣が定める特例病床）について

1 厚生労働大臣への協議をするに当たり、医療審議会に意見を求める増床計画

病院名	増床の承認を受けようとする病床数	病床の種別	医療圏
1 さいたま市立病院	30床	精神	さいたま保健医療圏

2 埼玉県の精神病床数の状況

平成 27 年 12 月 31 日現在

基準病床数	既存病床数	過 剩
13,675床	14,026床	351床

3 特例病床の増床に係る厚生労働大臣への協議について

基準病床数を超える病床が存在する場合でも、特例的に整備できるものとして医療法施行規則第30条の32の2に規定される特例病床については、医療審議会へ諮問し、審議会の意見を付して厚生労働省へ協議を行う。（厚生労働省医政局長通知）

4 さいたま市立病院の増床計画の概要

(1) 病院の概要

所在地	さいたま市緑区三室2460（さいたま保健医療圏）
開設者	さいたま市（市長 清水勇人）
管理者	窪地 淳
開設年月日	平成13年5月1日
診療科目	内科、外科、脳神経外科、整形外科、精神科、産婦人科、小児科、小児外科、麻酔科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、心臓血管外科、神経内科、歯科、循環器内科、消化器内科、新生児内科、救急科、呼吸器外科
既存病床数	一般病床537床、結核20床、感染症10床

(2) 増床計画の概要

さいたま市立病院

増床計画数	精神病床 30床
増床方法	新築に伴う増床 平成31年度オープン予定
新病院の概要	敷地面積 : 48,789.18㎡ 延べ床面積 : 約53,200㎡ 階数 : 病院本館 地上10階 別館 地上3階 構造 : 病院本館 鉄骨造(免震構造) 別館 鉄筋コンクリート造(耐震構造)
増床の承認を受けようとする理由	救急を要する自殺企図患者などの精神疾患患者や他病院から急性期の重篤な身体合併症患者を受け入れる病床がないため。 また、中等度以上の精神身体合併症患者に優先して対応する病床の整備を求める要望が地元医師会及び家族会からされていることから、病院新築に伴い身体合併症患者に対応するための病床を整備する。
増床数の内訳	精神科身体合併症病床 30床
増床数の根拠	・自殺企図等救命救急事例を基に算出 25床 ・精神科病院の入院患者のうち身体合併症治療が必要な事例を基に算出 5床 ・さいたま市立病院に入院中の精神科診療事例を基に算出 6床 25床 + 5床 + 6床 = 36床 > 30床
医療従事者の確保計画	病院独自の求人や大学病院医局及び人材紹介会社等を通じて、確保を図る。

5 身体合併症に対応可能な病床の状況について

精神科救急医療圏名	精神病床と合わせて一般病床を有する病院 5病院	うち総合病院精神科に相当する病院
第1精神科救急医療圏 (南部、東部、さいたま、県央、利根)	(川口さくら病院、みさと協立病院、 慶和病院、富田病院、 埼玉精神神経センター)	なし
第2精神科救急医療圏 (南西部、川越比企、西部、北部、秩父)	(埼玉セントラル病院、毛呂病院、 光の家療育センター、埼玉医科大学病院、 小川赤十字病院、大生病院、 防衛医科大学校病院、鉾能靖和病院)	3病院 (埼玉医科大学病院(78床)、 小川赤十字病院(50床)、 防衛医科大学校病院(36床))

※ 身体合併症等協力病院支援事業による受入体制
身体合併症患者に医療を提供するため埼玉医科大学病院(毛呂山町)に委託し、空床(2床)を確保している。